

那覇市公告第 246 号  
令和 8 年 6 月 25 日

令和 8 年度 那覇市バス停上屋デザイン見直し検討業務に係る  
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令第 167 条の 5 の規定により、  
制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇  
市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 算



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名：令和 8 年度 那覇市バス停上屋デザイン見直し検討業務
- (2) 履行場所：市内一円
- (3) 業務概要：本業務は、那覇市地域公共交通計画における施策「路線バスの利用環境向上」を図ることを目的に、バス停上屋整備を実施してきたが、資材高騰等により整備費用が高くなっており、上屋整備推進の課題となっていることから、持続的に整備を推進していくため、那覇市推奨デザイン等の見直しを検討するものである。
- (4) 履行期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 予定価格：3,300,000 円（消費税抜き）
- (6) 最低制限価格：予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表する。
- (7) 当該競争入札は、紙入札により実施する
- (8) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

- (1) 本業務の参加資格は、「那覇市内に本店を有する者」とする。
- (2) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定第 6 条に規定す

る令和7・8年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和57年1月26日助役決裁）第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。公告日の3ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。
- (6) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 営業に関し法律上必要となる資格を有する者であること。
- (9) 以下の技術者を配置することができる者。

①管理技術者

②主任担当技術者

※管理技術者及び主任担当技術者に必要とされる資格は、次による。

・建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士又は二級建築士

※管理技術者及び主任担当技術者においては、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、入札日以前に3ヶ月以上の継続した雇用関係にあることを言う。

※管理技術者、主任担当技術者は兼任することができない。

### 3 本案件に関する質問・回答

- (1) 提出期間：令和8年7月1日（水）8時30分～  
令和8年7月6日（月）17時00分
- (2) 提出方法：「質問書」を都市計画課へ直接提出するか、FAXで送付すること。（質問がなければ不要）
- (3) 回答日：令和8年7月7日（火）
- (4) 回答方法：那覇市都市計画課ホームページに掲載する。

#### 4 入札及び開札日程

日時：令和8年7月10日（金）14時30分

場所：那覇市役所5階 501会議室

注意事項：入札参加資格審査申請書等は、入札時に直接提出しなければならない。提出が無い場合には、入札に参加することができない。

#### 5 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

(1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条により免除する。

(2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条により免除する。

(3) 前金払：適用しない。

(4) 部分払：適用しない。

#### 6 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、不明な点等がある際は、市担当者から問合せをする場合がある。

#### 7 落札の決定方法及び契約締結時期

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については、入札参加資格審査後に落札者を決定し、「落札者決定通知書」を送付する。落札決定の通知を受けたものは、通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。

#### 8 入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100

に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 その他

入札参加者は単体企業とし、特記仕様書、資格審査申請書を熟読し、事前に当該委託業務、並びに入札事項について十分に理解して入札に臨まなければならない。なお、不明点等があれば、市担当者へ事前に問い合わせをして説明を受けること。

#### 10 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎9階）

那覇市 都市みらい部 都市計画課 交通・LRT推進室

担当：佐久眞、兼島

TEL：098-951-3246 FAX：098-951-3245